

兵庫県立尼崎工業高等学校 いじめ防止基本方針

令和 01 年 4 月 1 日 兵庫県立尼崎工業高等学校

1. 学校の基本方針

学校の組織全体・職員全員が一致団結して、「生徒」の権利を守ることを基本方針とする。

- 1) この方針は子供が人間として、尊ばれる社会を実現することが、「子ども」に対する大人の責務であるとの自覚にたち、「子ども」の人権を尊重し、及び確保することを目的とする。
- 2) 「生徒」は権利行使の主体者として尊重され、自由を保障される。
「子ども」の権利条約に基づき、人権侵害に対しては、適切な救済に努めるものとする。
- 3) 学校の基本方針についての説明や意見交換をする機会を設ける等により児童生徒、保護者、地域住民等が確実に関わる仕組みを構築するものとする。
- 4) いじめアンケート調査については、記名・無記名、又は選択・併用等の他、生活実態調査に含めるなど生徒が記入しやすい形態で実施し、いじめの早期発見につなげる。

2. 学校の目標

- 1) いじめ防止対策の達成目標を設定し、取組を年間計画として定める。
- 2) 取組状況等を学校の評価の項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善するように努める。

3. 「いじめ」防止等の対策に対する基本的な考え方

「いじめ」防止等の対策に対する基本的な考え方は、次のとおりとする。

- 1) いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為であり、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。
- 2) いじめはすべての児童生徒に関係し、すべての学校で起こり得るものである。このことを認識し、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- 3) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することがとくに重要であることを認識しつつ、県、市町、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

4. 対 応

学校は教職員全員、すべての組織の機能を最大限に発揮して、基本方針に基づいた対策・処置を行い、「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応・早期解消を行う。

- 1) 「いじめ」を正確に把握するために、「いじめ」を受けた当事者の「子ども」の気持ちやこころのダメージをしっかりと時間をかけて、受け止めることを最優先する。
- 2) 「いじめ」を受けた「子ども」の保護者（親権者）などの意見や要望を聞き入れることは大切であるが、常に「子ども」の意見・思いを最優先する。
- 3) 「子ども」への対応は、それぞれ個に応じた柔軟な対応をして、教育的配慮という画一的なマニュアル的な対応には、十分配慮する。
- 4) 「いじめ」をした加害側の「子ども」に対しても、その背景をしっかりと把握して、「いじめ」を行うこととなった人間関係の改善や「子ども」のこころの問題を解決する。
- 5) 「いじめ」を傍観するという社会の同調圧力に対しても、平素から校内で「人間の多様性への承認」という雰囲気を高揚させることが、「いじめ防止」につながる。「コミュニケーション力」や「ことばの力」などの育成とともに、道徳教育を推進する。
- 6) 「いじめ」を発見した教職員が問題を抱え込むことがないように、いじめ対策組織を中心とした情報共有の体制をつくり、実効性の高い取組にする。
- 7) 幼稚園等と小学校間や小・中・高校間の連携による配慮を要する児童生徒の情報共有を行う。特に、中学校区内の各小学校からの生徒指導の内容を各教員が共有し、一貫した指導体制を確立する。
- 8) 学校だけでは困難な事案について、スクールソーシャルワーカー等を活用して専門的・多角的な支援を行う。
- 9) 全職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知するよう研修の充実等を図る。
- 10) 心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」の活用や、いじめの具体的事例をもとにした校内研修を充実させる。
- 11) 情報モラル教育の充実を推進するとともに、家庭に対してフィルタリングの利用や家庭のルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。

5. 組 織

別紙_1

6. 年度計画

別紙_2

7. 対応への留意点・課題

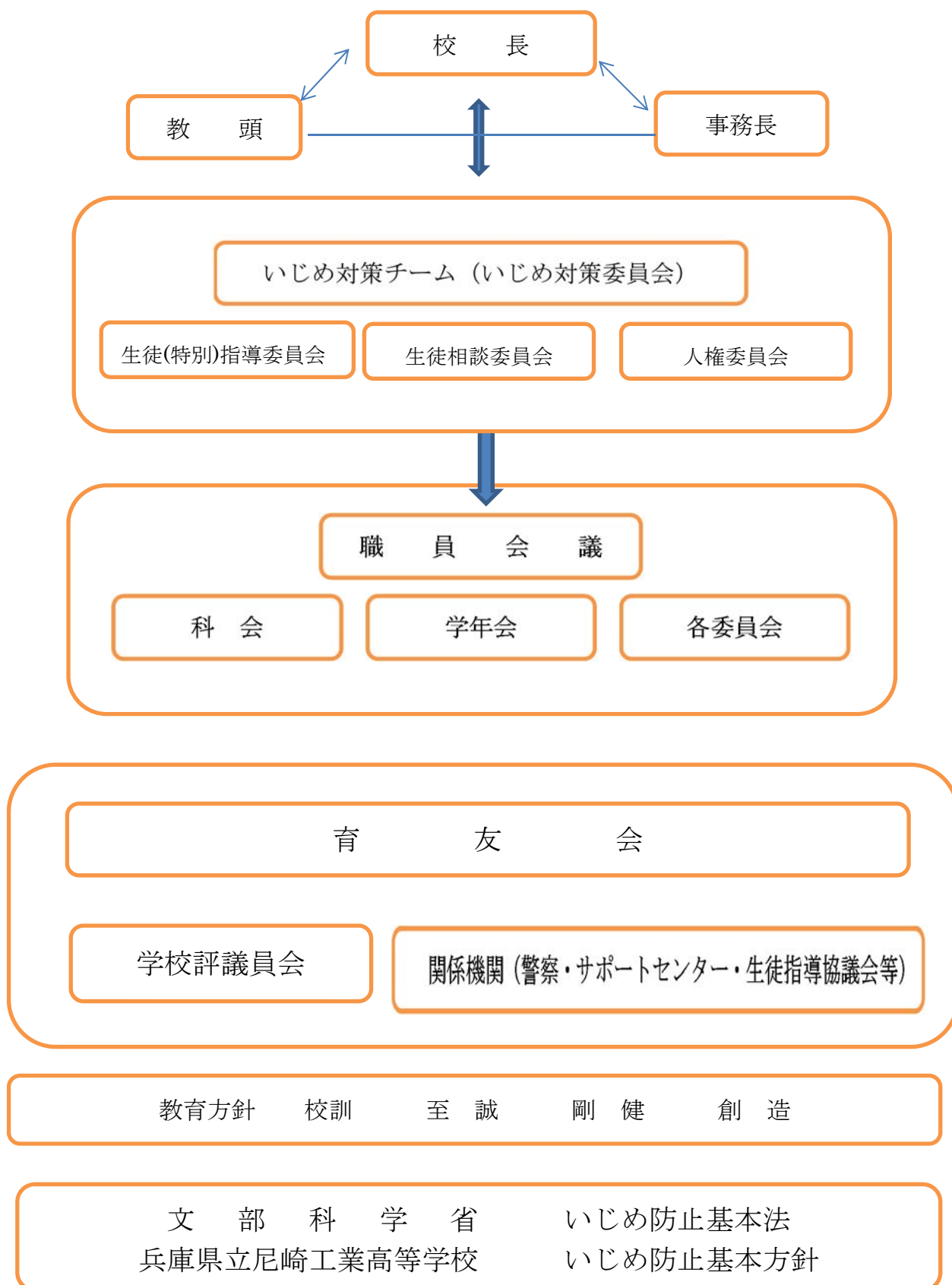
- 1) 「いじめ」を認知した時、職員がばたばた慌てて個人で対応するなど、初期対応を誤らないようにするため、機会あるごとに事例研究や対応についての研修会を開催して、教職員の力量・資質の向上を図る。
- 2) 教職員は、平素から「子ども」のこころや態度の変化に敏感に気づくことができるよう、授業だけでなく教育活動全般を通じて、「いじめ」を見抜くことができるように工夫・努力を怠らないこと。
- 3) 教職員間の生徒の情報の共有化や保護者との繋がりを大切にして、「子ども」の小さな変化を見逃さないようにすること。
- 4) 何より教職員は、「子ども」との対話やともに体験活動を通してのふれ合いを大切にする。また日常の業務や研修・会議・校外との関係団体との活動などで、「子ども」との時間が十分にとれない時は、「いじめ防止基本方針」策定を機に学校運営の見直しを行い、教職員と子どもとの時間の確保を行う。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等 ネットを介する情報機器の扱いについては、「いじめ」の原因や「いじめ」を拡張することになるので、平素から利便性と危険性のこと、または情報モラルの向上を指導するとともに、職員も機会あるごとに研修を行う。

8. 重大事案への対応

- 1) 重大事案が発生した場合、学校組織の機能を最大限に發揮して、早期対応・早期解消を行う。

別紙_1 (組織)



別紙_2 (年度計画)

学期	月	内 容	備 考
一 学 期	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 保護者へ本校のいじめ対応について説明 ・新入生オリエンテーションにて、生徒へ本校のいじめ対応について説明 ・全学年 個別面談指導 ・新入生オリエンテーション合宿で、クラス HR (仲間) づくり指導 ・「いじめ防止基本方針・改訂版」を学校 HP にアップする。 	
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・育友会総会にて、本校のいじめ問題の現状・対応を報告 ・生活指導重点期間① (生徒の学校生活を点検) ・「いじめに関するアンケート①」 	
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・情報機器の使用の問題点と個人情報の保護を考える HR① 	
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ生徒の学校生活の状況等を文書で郵送。 ・三者面談 ・オープンハイスクール① ・進路 面接指導 	
二 学 期	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導重点期間② (生徒の学校生活を点検) ・個別面談 	
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンハイスクール② ・「いじめに関するアンケート②」 	
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・尼工祭を通じて、地域との交流・生徒活動の活性化を図る。 ・インターンシップ (就業体験学習) 2年生 ・情報機器の使用の問題点と個人情報の保護を考える HR② 	
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ生徒の学校生活の状況等を文書で郵送。 	
三 学 期	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導重点期間③ (生徒の学校生活を点検) ・人権学習 	
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ生徒の学校生活の状況等を文書で郵送。 ・「いじめに関するアンケート③」 	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間本校のいじめに関するまとめ (報告) 	
年 間 指 導		<ul style="list-style-type: none"> ・毎月末 学年より「いじめ」の実態調査を生徒指導部へ報告 ・キャンパスカウンセラーによる面談指導 (年間 20回) ・いじめ・生徒のこころの問題に関する研修会 (年間 2回 5月・10月予定) ・いじめを認知 → いじめ対策チームで調査・対応を検討 ・毎月生徒指導部会にて、学年から生徒情報の交換 (生徒相談委員会が生徒情報を提供) 	